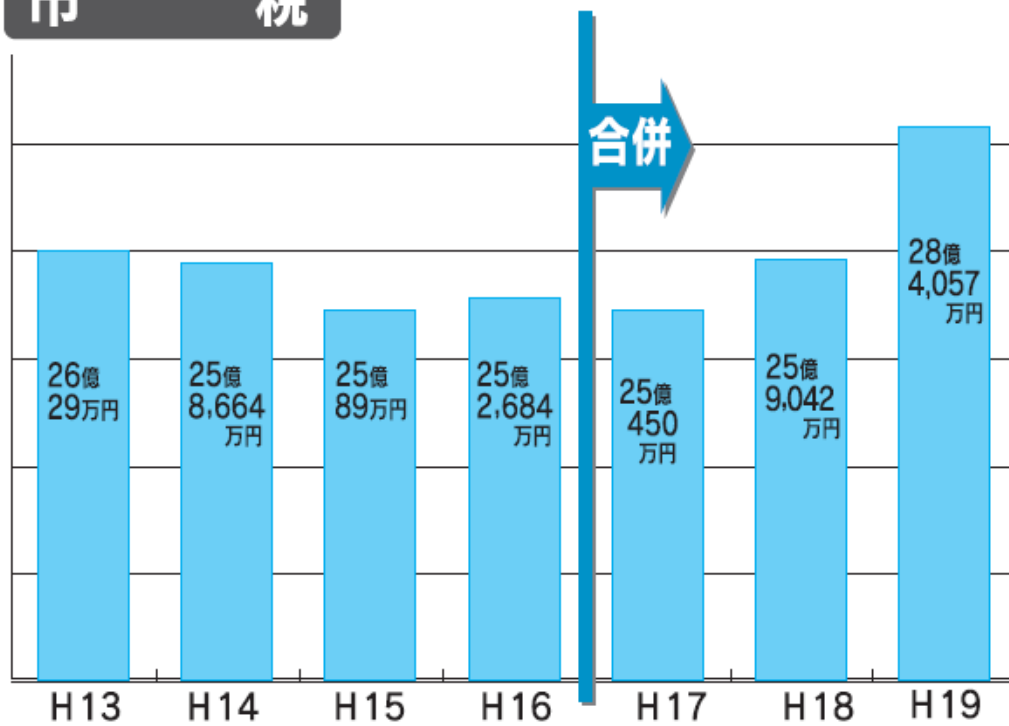


# 阿蘇市の財政

## 普通会計とは

市の会計のうち、公営企業等の会計を除き会計を1つにした場合の会計で、阿蘇市では一般会計と診療所特別会計を合わせたものです。

## 市 税



地方交付税(普通・特別)とは、全国どこにいても標準的なサービスを受けられるよう、国が地方に代わって徴収し、地方に配分している税のことで、使い道は自由に決定できます。

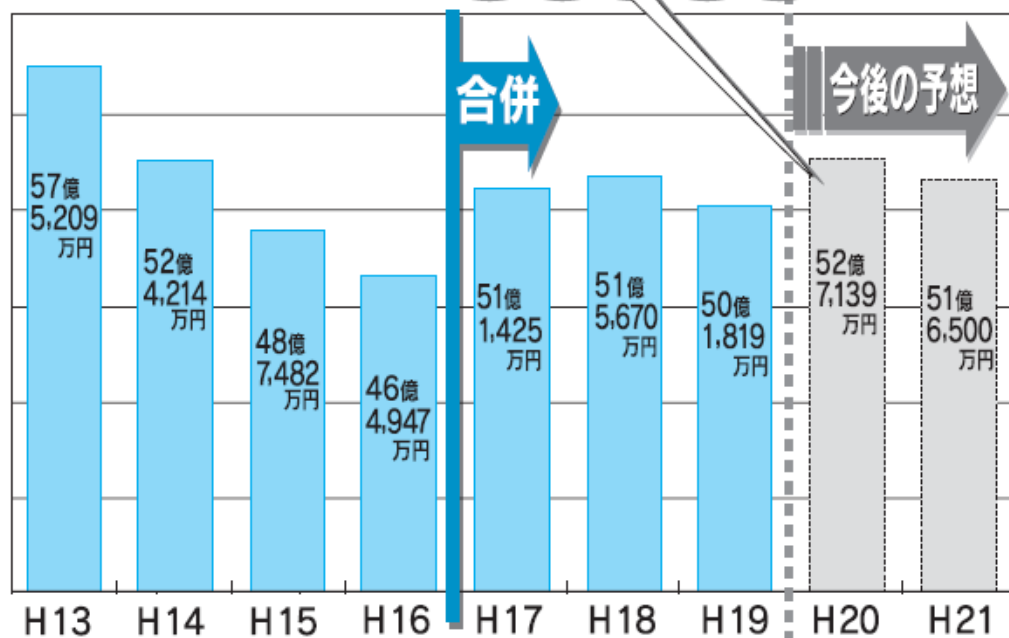
歳入決算総額に占める地方交付税の割合は、およそ40%と非常に重要な財源となっています。(市税は約20%)

平成13年度頃と比較すると、国の三位一体改革の影響を受け、合併前まで交付額は年々削減されています。

合併後は、歳出需要の増大により、上乘せ分等がありますが、平成21年度以降は、削減が打ち出されています。

## 地方交付税のうち 普通交付税

平成20年度については、地方再生対策費の新設により一時的に増加したが、今後は減少傾向にあります。

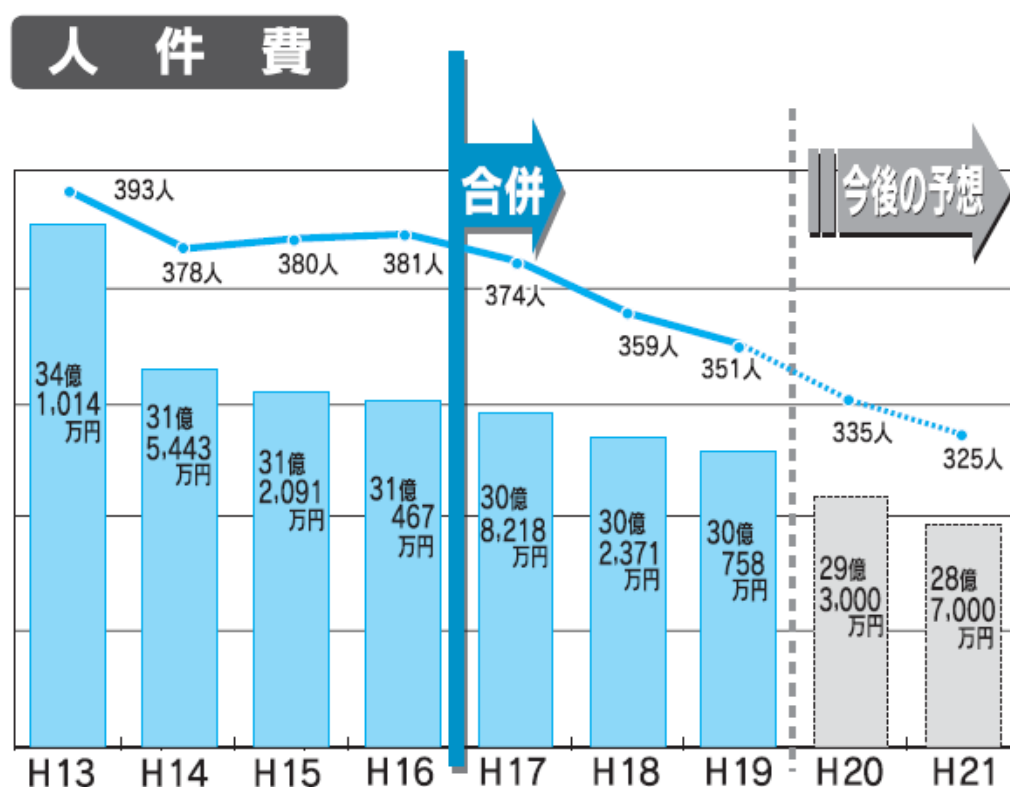


# 普通会計決算から見た

阿蘇市においては、合併前から人員削減に取り組み、合併後も引き続き削減に取り組んでいます。特に地方交付税が減額される中においては、人件費削減は重要課題です。

合併により、普通会計職員数は平成16年度381人であったのに対し、平成20年度で335人と、46人の削減を行っています。なお、人員削減については今後も積極的に行い、年々増加傾向にある社会保障給付費等に対応していきます。

右図の人件費は職員のほかに市長や議員、区長、消防団、各種委員会の委員も含まれています。



扶助費とは、児童手当や障がい者への支援費、生活保護者への支援費など生活を維持するために支出される社会保障給付費のことです。

この中には障がい者支援費などの国の法律で決められたものや、育児手当（3人目以降の子に対して3歳に達するまで月額2万円）、児童生徒医療費助成事業、高齢者支援費などの市独自のものもあります。

市制に伴い、生活保護費等が県から移行されたことや、児童手当制度改正による支給額の引き上げ等で年々増加しています。なお、扶助費については、今後も増加するものと思われます。

